

第 57 回 焼津市緑化審議会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 6 月 25 日（金）14 時～14 時 40 分
- 2 場 所 焼津公民館 第 5・6 会議室
- 3 出席者 会 長 片山 進自 （自治会連合会）
 委 員 村松 寿美 （焼津・東益津地区）
 委 員 河原崎 富夫 （豊田・大富地区）
 委 員 滝口 初代 （小川・港・和田地区）
 委 員 山名 競 （大井川地区）
 委 員 長島 博雄 （市民公募）
 委 員 榊原 和枝 （市民公募）
 事務局 白石 雅治 （都市政策部 都市整備課長）
 池谷 嘉一 （都市政策部 都市整備課 公園緑化担当主幹）
 清水 菜生 （都市政策部 都市整備課 公園緑化担当主査）
 篠島 奏杜 （都市政策部 都市整備課 公園緑化担当技術員）

4 内 容

(1) 市内における緑化の状況について

池谷主幹 市内における緑化の状況について説明させていただきます。

【みどりの基本計画について】

今回は、緑化推進委員に就任されて初めての開催となりますので、市内で実施している、緑化の状況について説明させていただきます。説明後に疑問等があればお願いしたいと思います。

それでは、資料 1、同じものを前のスクリーンの方に映し出してますが、そちらの方を使って説明してまいります。

はじめに、みどりの基本計画ということで説明いたします。

3 ページをご覧ください。それと同時に資料に「焼津しみどりの基本計画概要版」という両面刷りの A 3 の用紙があると思いますけど、そちらを併せてご覧いただければと思います。

みどりの基本計画は、都市緑地法に基づいて、緑地の適切な保全と緑化の推進をするために、市の独自性や創意工夫を發揮し、緑地の保全から、公園緑地等整備、その他公共公益施設、それから民有地の緑化の推進な

ど、緑全般について将来あるべき姿を実現するための施策を整理した、総合的な計画となっております。

4ページと、資料2は裏面をご覧ください。

基本理念として、「緑と水辺の魅力をはぐくみ、未来へつなげるまち」として、目指すべく基本方針を、「緑の活用」「緑の創出」「つながる緑」「はぐくむ緑」ということで4つの柱、11の基本施策と32の個別の施策を位置づけております。代表的な内容は、右側の欄に記載していますが、施策の1-1「自然の緑と水辺の保全及び活用」として、「豊富な大井川湧水の保全と活用」を重点施策としています。具体的な取組みとしては、大井川地域における親水公園整備の検討や地域住民等と連携した保全活動を推進していくものです。

次に、「良好な動植物生息空間の維持と形成」を重点施策としております。具体的な取組みとして、栃山川自然生態観察公園などの親水施設の維持管理や環境に配慮した多自然型の川づくりを推進していくものです。

次に、2-2「シンボルとなる空間の創出」の取組みとして、「潮風グリーンウォークの整備」を重点施策としています。具体的な取組みとして、2級河川、栃山川河口から大井川港までの、海岸堤防整備に併せて法面の植栽、散策路の整備を推進して、駿河湾沿いの良好な海辺景観と自然環境に配慮していくものです。

次に「大井川防災広場の整備」を重点施策としています。具体的な取組みとして、水と緑を身近に感じられる広場として、南海トラフ巨大地震や大規模な洪水に備え、緊急的な避難、復旧、復興の拠点となる大井川防災広場の整備を推進していくものです。

最後に、3-1「地域資源を活かしたネットワークの構築」の取組みとして、「緑と水辺、緑化の拠点の情報発信やイベントの開催」を重点施策としています。具体的な取組みとして、資料2の裏面左側にある、配置方針図で拠点と記された箇所について、情報発信や魅力的なイベントの開催などに取り組んでいくものでございます。

過去には、拠点の一つである「石津西公園」でフェスティバルを開催し、多くの市民の方に来場していただきました。昨年もいくつか話がありました。しかしコロナ禍の影響で断念しております。そのようなイベントを民間事業者と連携して、開催していきたいと考えているものです。この後、照会する各事業は、この基本計画に基づいて実施されていくものです。

【都市公園について】

次に、都市公園について、5ページをご覧ください。資料3「都市公園一覧表」と資料4「都市公園位置図」を併せてご覧いただければと思います。

焼津市では、令和3年3月31日現在で136箇所の都市公園があります。総面積は762,271㎡となっております。6ページをご覧ください。他市などと比較するものとして、市民一人当たりの公園面積というものがあります。焼津市の人口で割りますと、住民1人当たりの公園面積は5.5㎡となります。県内の位置づけとしましては、35市町中23位という順位にあります。静岡県全体の平均が9.7㎡。全国では、10.7㎡ということとなっております。

7ページをご覧ください。公園の種別や分類をしている表になります。皆様の近くにあるような公園が「街区公園」という公園になります。「近隣公園」「地区公園」「総合公園」と面積規模がだんだん大きくなるような公園となっております。

表の右端に、皆様が住んでいる近くの公園を記載してあります。

8ページをご覧ください。公園の配置のイメージ図を掲載しております。イメージについては土地区画整理事業に対し実施する時に配置する距離や規模となっておりますので参考にいただければと思います。市では、平成19年度より都市公園の維持・管理を、指定管理者である、「焼津環境緑化事業協同組合」へ管理を委託し協同で実施しております。

【潮風グリーンウォークについて】

次に潮風グリーンウォークについて9ページをご覧ください。

場所については、2級河川栃山川河口から大井川港までの延長約4.8kmの都市緑地となります。国が整備しています、「粘り強い構造の海岸堤防」の陸側に市の河川課が盛土の整備を実施しております。盛土の法面と堤防天端に散策路を設ける整備を国の補助を受けながら、今年度から整備を進めてまいります。10ページにイメージ図を付けてあります。標準横断図の、グレーになっているのが、国が行っている「粘り強い構造の海岸堤防」ということで、オレンジ色が、市の河川課で盛土の工事をやっています。その上に森のような木をたくさん植えているところがありますが、今年度から都市整備課が整備することになっております。

【大井川防災広場について】

次に、大井川防災広場について、11ページをご覧ください。

場所は市役所の大井川庁舎と、大井川中学校の南側に位置する場所になります。

平成 23 年 3 月に発生しました、東日本大震災の被害状況を踏まえて、今後予想されます南海トラフ大地震に備えるべく、防災広場を整備することが急務であるということで考えております。そのため災害時には、発災時から復旧・復興時までの重要な施設として整備するもので、平常時にはスポーツやレクリエーション等多目的に利用できる広場として整備を進めているものです。12 ページをご覧ください。芝生広場のご案内になります。防災機能としてかまどベンチ、パーゴラ、マンホールトイレの設置をしております。災害時には煮炊きができるかまどになったり、テントを張って救護所や仮設のトイレを置くようなかたちの機能に変わる構造となっております。平常時の利活用については、芝生広場ではボール遊びや家族での利用、園路を利用した健康ウォーキング、多目的グラウンドではスポーツが幅広くできるようなオープンスペースになっています。

13 ページをご覧ください。航空写真を掲載していますが、海側から大井川中学校側に向けて撮影したものです。手前が芝生広場ということで一般開放しておりまして、奥の方の中学校側が多目的グラウンドになっています。

引続き、大規模地震の災害時の応急対策施設として国の補助を受けながら、今年度は写真奥の赤い線で囲ったグラウンドの整備を引続き行う計画となっております。

【既存公園について】

14 ページをご覧ください。既存公園についての取組みを 2 つほど紹介させていただきます。ひとつ目については、長寿命化計画による公園施設の計画的な更新についての取組みとなります。平成 24 年 3 月に作成しました、焼津市公園施設長寿命化計画に基づきまして、公園内にある遊具の更新を国の補助を受けながら実施しております。更新については、劣化や損傷を未然に防ぐことを目的に計画的な改築を行うものや、安全基準が変わっていますので、そういった変更に対応していくこととして、部分的な修繕が困難である場合には、複合遊具やブランコなどの遊具を更新しているものです。

15 ページをご覧ください。ふたつ目は、良好な動植物生息空間の維持と形成についての取組みとなります。場所については、栃山川上流、藤枝市との境付近にあります、栃山川自然生態観察公園になります。この

公園は2級河川栃山川の河川改修に伴って廃川敷となったもので、平成4年度に開設された公園となっています。市民団体である、「だんごの会」という会が、せせらぎ水路を中心として、ほたるの育成や八つ橋池のあしの刈込みなど、公園の美化活動に取り組んでいくところです。例年では、だんごの会が主催して、ほたるの鑑賞会が行われていますが、今年もコロナ禍で人が集まるのを避けるため、イベントとしての開催はしておりません。ただ、公園は自由に利用でき、まだしばらくは鑑賞できるかなと思いますので、ぜひご覧ください。

【街路樹について】

次に街路樹について16ページをご覧ください。

市が管理しています街路樹は67路線にわたりまして、高木・中木・低木併せて約18万本が植えられています。街路樹の管理については、低木の刈込み、高木の剪定、除草、病害虫が発生した際の薬剤の散布や毎月のパトロールを実施し、夏場には、散水を行っております。散水につきましては、管理業務だけでなく、沿線にお住まいになっている方にもご協力いただきまして、「街路樹の散水のお願い」ということで広報へも掲載し、市民のみなさまにも緑化の維持へのご協力をいただいているところでございます。

【桜並木について】

次に桜並木について17ページをご覧ください。市が管理しています桜並木は17路線2,893本あります。このほとんどが河川の堤防などに植えられており、初春を感じていただくことができる憩いの場にもなっております。花が散ってしまい、虫が発生する時期には、毎週パトロールを実施し、薬剤散布や支障になっている枝の剪定などを行っております。また、河川法では河川区域内への樹木の植栽が制限されています。現在の桜並木も老木化によって市内の桜並木の存続が危惧されているところでございます。桜並木は河川沿いに限ったものではないので、10年後の未来に回遊しながら散策できるルートとして昨年、港中学校西側線、通称トレーニング道路と言いますが、地元のみなさんの協力をいただきまして陽光桜を50本植樹しました。なお、この桜につきましては、日本さくらの会からの寄贈を受けて実施しているものでございます。

18ページをご覧ください。焼津市観光協会が毎年作成します「さくらMAP」になります。今年については、タイミングがもう合わないですけど、来年以降また発行されると思いますので、タイミングをあわせて

色々な桜を見ていただければと思います。

【生け垣について】

次に生け垣づくり補助金交付について、19 ページをご覧ください。

この補助金は、緑のまちづくりを推進することと併せまして、地震による二次災害を防止することを目的としているものです。ブロック塀の場合、転倒して人が下敷きになる、あるいは通行の妨げになるという問題が発生し、地震により道路側に倒れたブロック塀の下敷きになったりするほか、崩れたブロックにより道路を塞ぎ、住民の避難や救助活動にも大きな妨げになることが危惧されております。

生け垣補助の概要としましては、市内に住んでいる方、または市内に住宅用地を有する方、そして対象となる生け垣が、延長 2m 以上、樹木の本数が 1m 当たり 2 本以上、木の高さが 80 cm 以上といった決まりがあります。そして補助金の交付ですが、生け垣設置費の 1/2 以内で上限 50,000 円、道路沿いで既存ブロック塀を取り壊して生け垣に作り替える場合は、上限 100,000 円を限度として補助するものであります。過去の実績を掲載してありますが、昨年度は 1 件の交付申請となっております。申請件数が減少傾向にあることから、公民館祭り等のイベント会場での PR 活動を計画的に実施しているところでございます。

委員の皆さまの周りに、生け垣を考えている方がいらっしゃれば、補助制度があることをご紹介していただければ非常にありがたいと思っております。

【事業場敷地の緑化について】

次に、事業場敷地の緑化について 20 ページをご覧ください。

事業場敷地の緑化についてですが、これは「みどりを育てる条例」第 16 条に基づいて実施している事業でありまして、敷地面積が 500 m²以上の工場や店舗、アパートなどの事業場敷地については、敷地面積の 10% 以上を緑化にあてていただくことをお願いしているものであります。昨年度は、57 件の事業場の申請があり、全体では 12,959 m²の緑地を確保しております。

【緑化推進における功労者表彰について】

次に緑化推進における功労者表彰について 21 ページをご覧ください。

平成 28 年度から令和 3 年 6 月までに表彰された主なものを掲載してあります。

市内には地域で活動している花の会など、たくさんのボランティア団体があります。日々緑化活動に取り組んでいただいております。主なものとして、焼津市花の会、焼津市大井川花の会につきましては、団体表彰として、環境大臣から、地域環境美化功績者として表彰を受けております。やきつべ桜の里をつくる会や、焼津市山の手未来の会については、日本さくらの会から桜功労者の表彰を過去には受賞し、毎年市内の緑化活動に取り組んでいただいております。

【保存樹について】

続いて、保存樹について、22 ページをご覧ください。

保存樹とは、焼津市みどりを育てる条例第 18 条により、市長が樹木等の保全を図る必要があると認めるときは、当該土地の所有者と協議のうえ指定することができることとされております。基準としましては、地面から 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1 メートル以上であること、高さが 10 メートル以上であること、また美観上特に優れていること等があり、緑化審議会の審議を経て指定されることとなります。

資料の表が保存樹の指定状況になっております。現在市内で保存樹として指定されているものが、単木で 18 本、集団で 4 箇所、保全しております。

以上で、市内における緑化の状況についての説明を終わります。

片山会長 以上で説明が終わりました。この件について質問、意見等のある委員の方は挙手をお願いいたします。

長島委員 議長

片山会長 長島委員、どうぞ。

長島委員 説明ありがとうございました。
 緑の基本計画の中で、資料の中に平成 29 年度の緑地の面積が 2,913ha とありまして、一人当たりとすると、207.86 m²ということですが、この基本計画の中で、何年に何m²にしようかという目標値というものがあるのか、というのが一点。それと、基本計画そのものを、進捗・管理されているのかということが二点目。それから、遊具の安全性ということがありましたけど、誰がいつやっているのか、もし危険な状態が見つ

った時にはどうしているのか、ということをお願いしたいというのが三つ目。それから四つ目が、河川堤防に桜並木が多く、パトロールもされているとのお話がありました。私の方の近くに瀬戸川がありまして、中公園というのがありますけど、中公園の瀬戸川側の方に桜並木があって、てんぐ巣にやられたのがそのままずっと何年もあるのですが、実際にパトロールされているのかどうか。もし、されているのであれば、処分すべき状況になっていきますけど、実際見られているのかどうか。その4つについてわかったら教えてください。

池谷主幹

初めの、「みどりの基本計画」において、何年にどれくらいの面積かという位置づけについては、面積が何㎡という目標値にはなっていません。一人当たり換算した面積を目標値としているものです。数字上は出ていませんが、資料集の方には参考値を掲載しています。この「みどりの基本計画」については、今ホームページ上にも出ていますので、よろしければそちらの方も参考にいただければと思います。二つ目の進捗管理については、基本的には5年を目途に見直しをしていくということで考えておるものです。

遊具の点検については、市内の公園を指定管理の方へお願いしていますが、そちらのパトロール員が1週間に1回の頻度で、全公園をまわっております。その中で当然「遊具施設の点検」も行っており、触って破損がないか確認しています。他には、専門家による診断も毎年実施しております。その中で危険なものについては、応急処置等の対策をしながら、国の補助を受け遊具の取換えを行っております。

さくら並木については、市で管理している桜並木と、地元で管理している桜並木があります。市で管理しているものについては、業務委託の中でパトロールをやっています。地元で管理しているものについては、わかり兼ねるところがあります。瀬戸川については、全て地元管理ということで、市の方の手が入っていないのが現状です。

以上です。

白石課長

補足させていただきます。「みどりの基本計画」というものを、私も異動してきてもらいまして、数がないということですので、印刷したものを改めまして皆様にお配りさせていただきます。それと、公園の面積ですが、都市公園法や焼津市都市公園条例がございます。その中に目標としては、一人当たり10㎡という目標があります。スクリーンには5.5㎡と書いてありますが、条例または法令の中で10㎡を目標にしてござ

います。市ではそれに近づけられるように目標を持って管理しながら、公園の整備、緑化の整備をしていくこととしております。

それと、桜並木の件でございますが、もしよろしければ場所を教えてください。

市が責任を持って確認をさせていただきます。地元管理ということであれば、地元の皆様にお話をして、どういう対応をするか報告をさせていただきたいと思います。

片山会長

他に何かございますか。

ご意見が無いようですので、質問を打ち切りたいと思います。

なお、今回の会議録の内容の確認は、滝口委員と榊原委員にお願いをいたします。

それでは、これを持ちまして、第 57 回焼津市緑化審議会を閉会いたします。